

川崎市への届出が必要な変更事項

	変更内容	提出書類	添付書類	根拠法令	提出時期	事前協議
1	管理者	家庭的保育事業等変更届	・新管理者の履歴書 ・新管理者の資格証	児童福祉法第36条36	事前	—
		特定地域型保育事業者確認変更届	・新管理者の履歴書 ・新管理者の資格証 ・誓約書	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項		
2	法人代表者	家庭的保育事業等変更届	・登記簿謄本の写し	児童福祉法第36条36	事前	—
		特定地域型保育事業者確認変更届	・登記簿謄本の写し ・誓約書	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項		
3	法人役員	特定地域型保育事業者確認変更届	・登記簿謄本の写し ・誓約書	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	変更後速やかに	—
4	法人の名称・住所	家庭的保育事業等変更届	・登記簿謄本の写し	児童福祉法第36条36	変更後1か月以内	—
		特定地域型保育事業者確認変更届	・登記簿謄本の写し	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項		
5	施設の名称	家庭的保育事業等変更届	—	児童福祉法第36条36	変更後1か月以内	必要
		特定地域型保育事業者確認変更届	—	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項		
6	施設の場所	家庭的保育事業等変更届	・園舎図面 ・各室名称、各室面積表	児童福祉法第36条36	変更後1か月以内	必要
		特定地域型保育事業者確認変更届	・園舎図面 ・各室名称、各室面積表	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項		
7	事業の種類	家庭的保育事業等変更届	・職員体制表	児童福祉法第36条36	変更後1か月以内	必要 (8月まで)
		特定地域型保育事業者確認変更届	・職員体制表	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項		
8	定員	家庭的保育事業等変更届	・園舎図面 ・職員体制表	児童福祉法第36条36	事前	必要 (8月まで)
		特定地域型保育事業者確認変更届	・園舎図面 ・職員体制表	子ども・子育て支援法施行規則第40条		
9	保育時間	家庭的保育事業等変更届	・通常保育時間等の変更について、保護者が同意していることを示す書類	児童福祉法第36条36	事前	必要 (8月まで)
		特定地域型保育事業者確認変更届	・通常保育時間等の変更について、保護者が同意していることを示す書類	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項		
10	建物の構造	家庭的保育事業等変更届	・園舎図面 ・各室名称、各室面積表	児童福祉法第36条36	事前	必要
		特定地域型保育事業者確認変更届	・園舎図面 ・各室名称、各室面積表	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項		
11	登記事項証明書	家庭的保育事業等変更届	・登記簿謄本の写し	児童福祉法第36条36	変更後1か月以内	—
12	定款・寄付行為・登記事項証明書	特定地域型保育事業者確認変更届 ※ただし、インターネットで公開されてい れば提出不要	—	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	変更後速やかに	市が所管する社会福祉法人 における定款変更は必要
13	運営規程・連携施設の名称 ※連携施設の変更については、 事前協議が必要です。	家庭的保育事業等変更届	・変更前及び変更後の運営規程・重要事項説明 書	児童福祉法第36条36	事前	—
		特定地域型保育事業者確認変更届	・変更前及び変更後の運営規程・重要事項説明 書	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項		
14	運営の方法 (調理業務の委託化)	特定地域型保育事業者確認変更届	・委託契約書の写し ・その他関係書類等	子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	変更後速やかに	—